

学校で予防すべき感染症による欠席者の登校届け

年 組 番 名前

保護者名

	対象疾病	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 ペスト その他	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適切な治療が終了するまで
	麻疹	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、または舌下線の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核および髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 ※その他の感染症	感染のおそれなくなるまで

※その他の感染症 [感染性胃腸炎・溶連菌感染症・マイコプラズマ感染症 など] について
医師による診断がなされた場合でも、直ちに出席停止になるものではありません。

下記のとおり、学校で予防すべき感染症に罹患したことを証明します。

疾 病 名 : _____

出席停止期間 : _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日

医師の意見・特記事項

(_____)

年 月 日

医療機関名

所在地

医師名

印